

管理規程チェックリスト

(別紙2)

項 目	条 文	ページ等	チェック欄
駐車場の供用開始後 10 日以内に届け出てあること	法 13 条 1 項		
管理規定の変更後 10 日以内に届け出てあること	法 13 条 4 項		
以下の事項を定めること			
駐車場の名称	法 13 条 2 項 1 号		
路外駐車場管理者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び住所並びに代表者の氏名及び住所）	法 13 条 2 項 2 号		
路外駐車場の供用時間に関する事項	法 13 条 2 項 3 号		
休業日並びに 1 日における供用時間の開始及び終了時刻について定めること	施行規則 2 条 1 項		
駐車料金に関する事項	法 13 条 2 項 4 号		
上限額をもって定めること	施行規則 2 条 2 項		
路外駐車場の供用契約に関する事項	法 13 条 2 項 5 号		
駐車する自動車の滅失又は損傷についての損害賠償に関する事項を含むものであること	施行規則 2 条 3 項		
国土交通省令で定める事項	法 13 条 2 項 6 号		
路外駐車場の構造上駐車することのできない自動車	施行規則 3 条 1 号		
路外駐車場の業務に附帯して行う燃料の販売、自動車の修理その他の業務の概要	施行規則 3 条 2 号		